

第 20 回アジア競技大会仮配宿計画作成に係る調査等業務委託仕様書

1 業務名

第 20 回アジア競技大会仮配宿計画作成に係る調査等業務

2 目的

2026 年に開催する第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「アジア競技大会」という。）では、様々な役割を担う多くの大会関係者が名古屋市を始めとする競技開催地などを訪れることから、それら大会関係者に対して、立地の利便性が高く、かつ、必要な機能を有する宿泊施設を手配する必要がある。

そのため、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会では、2022 年度に大会関係者の仮配宿計画を作成することとしており、第 20 回アジア競技大会仮配宿計画作成に係る調査等業務（以下、「本業務」という。）では、その仮配宿計画の作成に必要なとなる宿泊施設の状況や、配宿を効率的に行う情報システムの状況を把握することなどを目的とする。

《参考：第 20 回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）開催概要》

① 主 催	アジア・オリンピック評議会 (Olympic Council of Asia (OCA))
② 大会 期 間	2026 年 9 月 19 日 (土) ～10 月 4 日 (日)
③ 実 施 競 技	40 競技程度
④ 選手団 <small>(選手・チーム職員)</small>	最大 15,000 人
⑤ 参加国・地域	OCA 加盟の 45 の国と地域
⑥ 選 手 村	名古屋市港区の名古屋競馬場跡地にメイン選手村を設置 遠方の競技会場は、会場近くのホテル等に選手村を分散

3 当事者

本仕様書では、公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会を「甲」、本業務の受託事業者を「乙」とする。

4 契約期間

契約締結の日から 2022 年 3 月 4 日 (金) まで

5 業務内容

(1) 宿泊施設・付帯施設の調査

下記アに示す前提条件を踏まえて、名古屋市内や競技会場周辺にある宿泊施設の状況について、下記イに示す内容を調査し、成果物として整理する。

調査を実施するにあたっては、業界団体や宿泊施設等への説明会を開催するなど、混乱が生じないよう対策を講じること。

ア 前提条件

(7) 宿泊対象となる大会関係者

a OCA ファミリー

- ・OCA 理事会構成員及び同伴者
- ・国際競技連盟 (IF) / アジア競技連盟 (AF) の会長・専務理事及び同伴者
- ・参加国の国内オリンピック委員会の会長及び専務理事並びに同伴者
- ・OCA スタッフ
- ・OCA 委員会委員
- ・OCA 招待客 (各国の元首など政府関係者を含む可能性がある。) など

b スポンサー関係者

c 国際／アジア競技連盟 (International Federation (IF)/Asian Federation (AF))

d 参加国の国内オリンピック委員会 (National Olympic Committee (NOC))

e 技術役員

なお、技術役員とは以下の3種類の対象を総称するものとする。

- ・技術代表 (Technical Delegate (TD))
- ・国際技術役員 (International Technical Officer (ITO))
- ・国内技術役員 (National Technical Officer (NTO))

f 選手・チーム役員 (選手村宿泊者を除く。)

g メディア

(イ) 競技会場の配置

別紙1「アジア競技大会競技会場配置図 (2021年3月時点)」のとおり。

(ウ) 各大会関係者の配宿基準

別紙2「アジア競技大会配宿基準 (2021年3月時点)」のとおり。

なお、アジア競技大会配宿基準は現段階のものであり、今後主催者であるOCAとの調整状況等により変更となる場合がある。

イ 調査内容

次の(ア)から(エ)に示す調査を行うこと。なお、配宿基準に掲げる乗降場、食事会場、会議室といった施設機能が不足する宿泊施設が多いと考えられることから、この課題への対処方法をあらかじめ検討し、念頭に置いた上で調査を行うこと。

(ア) 調査対象宿泊施設の選定

上記アに示した前提条件を踏まえ、旅館業法（昭和 23 年 7 月法律第 138 号）の許可を受けている宿泊施設の中から調査対象とする宿泊施設（以下、「調査対象宿泊施設」という。）を選定する。

調査対象宿泊施設の選定にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・仮配宿計画の作成を前提とし、立地の利便性や必要な機能を考慮すること。
- ・新規に建設又は改修される宿泊施設（建設予定、改修予定を含む。）についても、可能な限り情報を収集の上、調査対象に含めること。
- ・原則としてホテルを使用することとするが、ホテルが不足する地域については、旅館についても対象とすること。
- ・提供率が低い宿泊施設が存在する可能性があること、また、OCA との調整により必要な客室数に変更になる可能性があること等を踏まえて、十分な数の客室数を確保できるように選定すること。
- ・OCA ファミリーホテルについては、複数の宿泊施設を組み合わせる等の提案をすること。
- ・大会関係者ごとの特性を踏まえ、輸送面についても考慮の上、宿泊施設の選定を行うこと。

(イ) 調査シートによる調査の実施

別紙 3「基礎調査事項」を踏まえて、調査シートを作成し、それらを利用した調査を実施する。

なお、調査の実施方法については乙の提案によるものとする。

また、宿泊施設の確保及び仮配宿計画の作成を想定し、基礎調査事項の他に乙が必要と判断する調査事項があれば適宜提案を行い、甲と協議の上で調査シートに反映すること。

調査シートの様式については、調査実施前に甲の承認を得ること。

(ウ) 現地訪問の実施

調査対象宿泊施設について、現地訪問の上、調査シートの記載事項について確認するとともに、宿泊施設の確保及び仮配宿計画の作成を想定の上、下記に示す項目についてヒアリングを実施する。

【ヒアリング項目】

- ・全館貸切の可否及び全館貸切する場合の条件（金額・契約可能時期・キャンセル可能時期など）
- ・全館貸切不可である場合の提供可能室数。
また、提供率を向上させるための条件及び条件達成時の提供可能室数。
- ・宴会場等のフロア貸切の可否及びフロア貸切する場合の条件（金額・契約可能時期・キャンセル可能時期など）
- ・大会開催時の駐車場の提供可能台数及び利用料金
- ・旅館の場合、和風の客室及び食事会場の洋風の利用可能性及び可能である場合の条件（例：段ボールベッドの利用であれば可）
- ・その他、配宿を行う上で乙が必要と判断する項目

(I) 調査対象宿泊施設個票及び調査対象宿泊施設一覧表の作成

上記(イ)及び(ウ)の調査結果に基づき、調査対象宿泊施設ごとの「調査対象宿泊施設個票」（以下、「個票」という。）及び個票に基づき体系的に取りまとめた「調査対象宿泊施設一覧表」（以下、「一覧表」という。）を作成する。

個票及び一覧表の様式作成にあたっては、甲と協議の上で作成し、承認を得ること。

個票には、全体、設備、室内等の写真及び図面など施設の状況が確認できる資料（パンフレットでも可）を添付すること。

(2) 課題整理

上記(1)における調査結果を踏まえ、現況の分析・整理を行い、乗降場、食事会場、会議室といった施設機能が不足する等の配宿基準を満たさない宿泊施設への対応を含め、配宿に係る課題及びその対策について整理し、「課題整理表」を作成する。

(3) 宿泊システムの検討

過去大会及び類似の国際競技大会における宿泊システムについて調査を行い、「調査結果報告書」として取りまとめるとともに、アジア競技大会における宿泊システム開発の必要性の有無について提案する。

また、既存システムの活用又はシステム開発の有無に関わらず、宿泊業務を進める上で必要になるシステムの機能（予約、配宿、配宿変更、精算等）を調査し、「必要機能一覧表」を作成する。

調査及び検討にあたっては、下記の点に留意すること。

- ・システム開発が必要な場合のシステム概要、開発期間及び費用について提案すること。また、開発の必要がない場合は、その手法等について提案すること。
- ・輸送や出入国等、大会全体のシステムとの連携内容を含めて調査・検討を行うこ

と。

- ・各機能の内容や、それらの機能が必要となる根拠がわかるように作成すること。
- ・調査の方針や進め方については、事前に甲の承認を得ること。

(4) 事業計画書の作成

実施する業務内容とスケジュールを示す「事業計画書」を作成の上、甲に提出し、承認を得ること。

(5) 業務報告書の作成

業務の進め方や整理の仕方等に関する説明、調査結果及び検討結果、参考資料を取りまとめた「業務報告書」を作成すること。

6 仮配宿計画の作成に関する業務の委託

- (1) 2022 年度に別途、本業務の調査結果を踏まえた仮配宿計画作成に関する業務（以下、「当該業務」という。）の発注を想定している。当該業務については、本業務との関連性を考慮し、本業務の成果に基づいて乙と別途随意契約する場合がある。
- (2) 仮配宿計画の作成にあたっては以下の点に留意することを考慮の上、本業務を実施すること。
 - ・本業務の宿泊施設・付帯施設調査の結果を踏まえ、アジア競技大会配宿基準（2021 年 3 月時点）を可能な限り満たすように作成すること。
 - ・大会関係者毎の特性等を考慮の上、配宿エリアを選定し、可能な限り大会関係者毎に集約して配宿すること。
 - ・大会関係者の移動による負担軽減を踏まえた効率的な輸送を十分配慮すること。
 - ・提供率や全館貸切等の客室提供の条件等について宿泊施設と調整すること。
 - ・エリアごとに配宿を想定する宿泊施設の配置図及び一覧表を作成すること。
 - ・仮配宿計画に従って配宿を行った場合の施設毎及び全体の概算費用を積算すること。
 - ・2023 年度以降、仮配宿計画を基に甲が宿泊施設の確保に向けて調達業務を進めることを踏まえて実効性の高いものを作成すること。
- (3) アジア競技大会配宿基準（2021 年 3 月時点）、配宿に係る考え方等については、本業務の実施状況、輸送等の他業務との調整状況及び主催者である OCA との調整状況等により変更となる場合がある。

7 協議・打合せの実施

(1) 開催回数

本業務における協議及び打合せについては、業務着手時（1回）、中間報告時（4回）及び成果品納入時（1回）とするが、甲が必要と認めた場合については、随時、会議を開催するものとする。

(2) 開催場所及び実施方法

会議の開催場所及び実施方法については、甲が指定するものとする。

(3) その他

ア 乙は、打合せに使用する資料を必要部数用意すること。

イ 乙は、各打合せの結果について議事録を作成し、甲の承認を得ること。

ウ 作成した議事録は、成果物とともに納入すること。

8 成果物の納品等

本業務の成果物は、以下の通り納品するものとする。

なお、納品の際、併せて甲に対して内容を説明すること。

(1) 成果物及び納期

項目	成果物		納期
5 (1)イ関連	①	調査対象宿泊施設個票	2022年2月28日（月）
	②	調査対象宿泊施設一覧表	
5 (2)関連	③	課題整理表	
5 (3)関連	④	調査結果報告書	
	⑤	必要機能一覧表	
5 (4)関連	⑥	事業計画書	契約締結後2週間以内
5 (5)関連	⑦	業務報告書	2022年2月28日（月）

(2) 規格等

納品は、製本版（A4縦版〔A3折込可〕）2部及びデータ版（CD-R等の電子媒体、マイクロソフト社製Word、Excelにより編集可能な形式）2部とし、下記(3)に示す場所へ納品すること。

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会 計画課
名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（東大手庁舎）

9 アジアパラ競技大会

これまでアジア競技大会と同一の都市で開催されてきたアジアパラ競技大会（アジア地域の障害者総合スポーツ大会）について、現在、愛知県及び名古屋市において、アジア競技大会後の開催に向けた検討を進めているところであり、原則として、アジア競技大会における大会関係者向け宿泊施設のうち、バリアフリー対応が充実している宿泊施設を、引き続きアジアパラ競技大会においても使用する方向で検討を行っている。

今後、愛知県及び名古屋市において、アジアパラ競技大会における大会関係者の宿泊に係る検討を進めていく予定であることから、本業務における調査対象宿泊施設の選定等にあたっては、その検討内容と整合するよう、調整を図ること。

10 留意事項

- (1) 乙は、提案した事項について、甲の指示がない限り提案したとおり実施すること。
- (2) 乙は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。
- (3) 乙は、本業務の実施・運営に際し、甲や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整を行うこと。
- (4) 乙は、本業務の終了前においても、甲の求めがあったときは、適宜収集資料及び成果品の原案を提出すること。
- (5) 乙は、データ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利帰属先等について十分に確認した上で使用するものとし、その出典を明示すること。データの加工及び図表の作成を行う際、甲に対して、加工方法及び保存形式を事前に相談した上で実施すること。
- (6) 「5 業務内容」を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、適切に対応すること。
- (7) 乙は、本業務の実施に伴い、必要な関係行政機関等への各種申請を行うこと。
- (8) 乙は、調査対象宿泊施設等との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、乙の責任により対処しなければならない。
- (9) 乙は、本業務で発生する著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を甲に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を乙の責任において処理すること。
- (10) 乙は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (11) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めることとする。